

広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十八号

広島県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

広島県青少年健全育成条例施行規則（平成四年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(自動販売機等の設置届の様式等) 第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 別記様式第二号の二による条例第三十二条の二第二項に規定する自動販売機等管理者としての要件を備えていることを証明する書類</p> <p>三 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5 条例第三十二条の二第二項第三号に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 未成年者でないこと。</p> <p>二 精神の機能の障害により、自動販売機等管理者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。</p>	<p>(自動販売機等の設置届の様式等) 第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 別記様式第二号の二による条例第三十二条の二第二項第一号に規定する自動販売機等管理者としての権限を証明する書類</p> <p>三 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5 条例第三十二条の二第二項第三号に規定する規則で定める要件は、<u>未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこととする。</u></p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第2号 (第3条関係)

自動販売機等設置届

年 月 日

(略)

(略)

注1 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 自動販売機等管理者としての要件を備えていることの証明書 (別記様式第2号の2)

(3) (略)

備考 (略)

改正前

様式第2号 (第3条関係)

自動販売機等設置届

平成 年 月 日

(略)

(略)

注1 (略)

2 (略)

(1) (略)

(2) 自動販売機等管理者としての権限を有することの証明書 (別記様式第2号の2)

(3) (略)

備考 (略)

別記様式第二号の二を次のように改める。

様式第2号の2（第3条関係）

自動販売機等管理者としての要件を備えていることの証明書

年 月 日

広島県知事 様

（自動販売等業者）

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号

次の自動販売機等については、次の自動販売機等管理者が広島県青少年健全育成条例（以下「条例」という。）第32条の2第2項に規定する自動販売機等管理者としての要件を備えていることを証明します。

種 別	<input type="checkbox"/> 自動販売機 <input type="checkbox"/> 自動貸出機	
自動販売機等の 型式及び製造番号	型 式	
	製 造 番 号	
設 置 場 所		

上記の自動販売機等について、私は条例第32条の2第2項第1号に規定する自動販売機等管理者としての権限の付与を受けることを承諾します。

また、私は条例第32条の2第2項第2号及び第3号の自動販売機等管理者としての要件を備えています。

（自動販売機等管理者）

住 所

氏 名



電話番号

広島県青少年健全育成条例

第32条の2 自動販売等業者は、自動販売機等を適切に管理するため、自動販売機等ごとに自動販売機等管理者を置かなければならない。（違反すると、10万円以下の罰金）

2 前項の自動販売機等管理者は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

(1) 自動販売等業者が有害図書類若しくは有害がん具刃物類の除去その他の必要な措置又は有害図書類若しくは有害がん具刃物類を収納している自動販売機等の撤去を自ら直ちに行うことができない場合において、当該自動販売等業者に代わつて当該措置又は撤去を行うことができる権限を有すること。

(2) その管理に係る自動販売機等の設置場所と同一の市町の区域内に住所を有し、かつ、居住している者であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める要件

第33条 自動販売等業者及び自動販売等受託者は、有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機等に収納してはならない。

（違反すると、30万円以下の罰金、常習違反者には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

2 自動販売等業者又は自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具刃物類について、第28条第1項又は第30条第1項の規定による指定があつたときは、当該指定があつた日から起算して5日以内に、当該有害図書類又は有害がん具刃物類を除去しなければならない。（違反すると、30万円以下の罰金）

第33条の2 知事は、自動販売等業者、自動販売等受託者又は自動販売機等管理者が前条第1項又は第2項の規定に違反して有害図書類又は有害がん具刃物類を自動販売機等に収納しているときは、自動販売等業者又は自動販売機等管理者に対して、当該有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他の必要な措置を命じることができる。

2 自動販売等業者又は自動販売機等管理者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して5日以内に、当該有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他の必要な措置を行わなければならない。（違反すると、50万円以下の罰金）

第33条の3 知事は、前条第1項の規定による命令を受けた自動販売等業者又は自動販売機等管理者が同条第2項の規定に違反して当該有害図書類又は有害がん具刃物類の除去その他の必要な措置を行わないとき又は同項に規定する当該命令の措置期限の日の翌日から起算して6月以内の期間において再び第33条第1項又は第2項の規定に違反して当該自動販売機等に有害図書類又は有害がん具刃物類を収納したときは、当該自動販売等業者又は自動販売機等管理者に対して、当該自動販売機等の撤去を命じることができる。

2 自動販売等業者又は自動販売機等管理者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令を受けた日から起算して10日以内に、当該自動販売機等を撤去しなければならない。（違反すると、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

注 自動販売機等管理者の欄については、必ず当該自動販売機等管理者が自署及び捺印すること。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第3号 (第3条関係)

自動販売機等届出事項変更届

____年 月 日

(略)

(略)

注1 (略)

(1) 自動販売機等管理者としての要件を備えていることの証明書 (別記様式第2号の2)

(2) (略)

2 (略)

備考 (略)

改正前

様式第3号 (第3条関係)

自動販売機等届出事項変更届

平成 ____年 月 日

(略)

(略)

注1 (略)

(1) 自動販売機等管理者としての権限を有することの証明書 (別記様式第2号の2)

(2) (略)

2 (略)

備考 (略)

様式第4号 (第3条関係)

自動販売機等稼働廃止届

____年 月 日

(略)

(略)

備考 (略)

様式第4号 (第3条関係)

自動販売機等稼働廃止届

平成 ____年 月 日

(略)

(略)

備考 (略)

附 則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。